

株式会社テンドー Dojo サービスライセンス規約

Dojo (以下、「本サービス」といいます)の利用権を購入された法人、団体のみなさま(以下、「お客様」といいます)へのご注意:本サービスライセンス規約(以下、「本規約」といいます)は、本サービスに関してお客様とテンドーとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本サービスのご購入申し込み前に本規約の内容を確認する手段やその機会があった場合は「ご購入を申し込んだ時点」、又はご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、「製品をインストールした時点」、若しくは「お客様専用のサービス環境を構築した時点」で、本規約の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は返品及び返金は一切受け付けられないものとなります。

第1条 (定義)

- 「お客様」とは、本規約を承認の上テンドー所有の手続きに従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体及び、テンドーが本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
- 「本ソフトウェア」とは、本サービスの対象となるソフトウェアで、テンドーから適法に使用許諾権を得たものをいいます。
- 「保守料金」はサービスの種類や許諾されたユーザー数によって変わります。

第2条 (有効期間)

- 本規約の有効期間は、本ソフトウェアのシリアル番号をお客様が受信した日から1年間とします。但し、有効期間満了の2ヶ月前までに、お客様又はテンドーのいずれからも、書面による契約の終了の意思が通知されないときは、本規約は同一条件でさらに同期間継続し、以後も同様とします。

第3条 (責任者の登録)

- 本規約の締結時にお客様は責任者1名を指定し、テンドーはお客様の責任者を通して保守を行うものとします。
- お客様が前項の責任者の変更を希望する場合は、お客様はテンドーに、テンドー所定の書面にて通知するものとします。

第4条 (保守サービスの対象)

本規約における保守の対象は、本ソフトウェア及びそれに関連するドキュメントとします。

第5条 (保守サービスの内容)

テンドーは、お客様に対し、本サービスの購入お申し込み時に定めた内容に基づき別紙に定める保守サービスを提供します。又、契約初年度は保守サービス Standard コースを提供します。契約次年度以降、お客様より依頼があった場合には、保守サービス Basic コースを提供します。

第6条 (保守サービスの適用除外)

以下の各号の一に該当する場合には、本件保守サービスの適用から除外するものとします。

- お客様において所定の保守料金の未払いの期間がある場合。
- お客様が本ソフトウェアをテンドーの指定する稼働環境で運用していない場合。
- お客様が本ソフトウェアを本来の目的から外れ、不適切に使用した場合。
- お客様が本ソフトウェアを正しい操作方法で使用していない場合。
- お客様又は第三者が、本ソフトウェア又は稼働環境に変更、修正及び改造を行った場合。

第7条 (保守サービスの除外項目)

以下の各号のサービスについては本件保守サービスの項目から除外します。但し、テンドーが以下のサービスを行う必要があると判断した場合には、テンドーはお客様に対して別途料金を見積り、お客様の承諾を得た上で、サービスを行うものとします。

- お客様が、本ソフトウェア以外のソフトウェアを使用することによって発生した、本ソフトウェアの障害への対応。
- 前項又はお客様の責による障害によって必要となった、本ソフトウェアの再インストール作業及びデータの復元作業。
- 本ソフトウェアの運用支援、コンサルテーション、教育及びインストラクション作業。
- 本ソフトウェア以外のソフトウェアのインストール、調整。
- 本ソフトウェア稼働のために使用するハードウェアの調整、入れ替え。
- 本ソフトウェア稼働のために使用する不正コピー防止の SENTINEL の修復、交換。
- 制度又は法令の変更による本ソフトウェアへの対応。
- お客様の本ソフトウェア以外のシステム仕様変更に伴う本ソフトウェアの確認作業。
- その他本規約の対象外の事項。

第8条 (対応時間)

- 保守サービスの対応時間はテンドーの営業日である月曜日から金曜日までの午前10:00～午後5:00とします。左記以外の時間、及び祝祭日、年末年始及びテンドーが別途定める日は保守サービスの対応時間外とします。
- お客様より、前項で定めるテンドーの時間外に保守の依頼があった場合には、テンドーは翌営業日の前項で定める時間内に行うものとします。

第9条 (支払)

- テンドーは別途定める年間保守料金及びそれらの消費税相当額をお客様に請求し、お客様は請求書記載の期日までにテンドーが指定する口座に支払うものとします。次の契約以降については、契約更新の前々月末日までに請求し、お客様は請求翌月末日までにテンドーが指定する口座に支払うものとします。
- お客様の依頼により、テンドーが第7条に該当するサービスを行う場合には、お客様は別途見積りの料金を支払うものとします。

第10条 (本ソフトウェアの予防保全)

- テンドーが障害回避のために必要と判断した場合には、お客様の報告又は依頼がなくとも、本ソフトウェアの予防保全を行うことができるものとします。
- 前項のために、テンドーはお客様の同意を得て、プログラム稼働用ハードウェアの使用ができるものとします。この場合において、ハードウェア、データ等の滅失、破損等が生じた場合でも、テンドーは責任を負わないものとします。
- お客様は、本ソフトウェア等に記録される、自己のデータ及び情報などを保護するための適切な措置を、逐次実施するものとします。

第11条 (秘密保持)

お客様及びテンドーは、本規約に関連して知り得た相手方の秘密を、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者(但し、弁護士、税理士、公認会計士その他法令上秘密保持義務を負う者を除きます)に開示もしくは漏洩してはならず、又、この秘密保持義務は本規約終了後も存続するものとし、両者の協議決定に従って解除

されるものとします。

第12条 (免責)

テンドーが保守を実施した本ソフトウェアの使用によって生じたお客様への直接又は間接の損害に対して、テンドーは一切の賠償の責を負わないものとします。但し、テンドーの責に帰すべき事由による損害については、第14条に従います。

第13条 (債務不履行)

- お客様及びテンドーは、相手方が本規約にもとづく債務を履行しない場合には、相手方に相当の期間を定めた催告を行い、なおその期間内に履行がされないときは、書面による通知をもって本規約を解除することができるものとします。
- 前項に関わらず、お客様が、第9条に定める支払期日より1ヶ月経過しても保守料金を支払われない場合、本規約は何らの意思表示も要さず終了するものとします。この場合において、お客様が再度保守契約の締結を希望する場合には、本来の契約発効日又は更新日に遡り契約は発効したものとみなし、それに従って算出した保守料金を適用するものとします。
- お客様及びテンドーは、相手方が下記の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時本規約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - 差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産手続・民事再生手続・会社更生手続開始等の申立があったとき、又はそれらの恐れがあると認められるとき。
 - 監督官庁より営業停止・取消等の処分を受けたとき。
 - 手形・小切手を不渡りにする等、支払不能状態に至り、又はその恐れがあると認められるとき。
 - 解散、事業を廃止・休止・変更し、又は第三者に管理される等のとき、又はその恐れがあると認められるとき。
 - お客様又はテンドーに対して背信行為があったとき。
 - 公序良俗に反する等の行為があったとき。
 - 事業の全部又は重要な一部を譲渡したとき。
 - 第15条各号に違反したとき。
 - その他上記各号の一に準ずる事由があったとき。

第14条 (賠償責任)

お客様及びテンドーは、本規約の履行にあたり自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、年間保守料金の定価を限度として、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- お客様及びテンドーは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告することなく本規約を解除することができる。
 - 相手方の役員若しくは実質的に経営に参与する者又は従業員(以下「役員等」という。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、又は反社会的勢力であった場合
 - 相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
 - 前各号に掲げる場合のほか、相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力と何らかの不適切な関係を持っている場合
 - 相手方又は相手方の役員等が、自ら又は第三者を利用して、暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法又は不当な手段を用いて不当な要求行為等を行った場合
- お客様及びテンドーは、次の各号について相互に表明し、保証する。
 - 自らが反社会的勢力でないこと
 - 自らが反社会的勢力でなかったこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと
 - 役員等が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと
 - 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと
- お客様及びテンドーはテンドーが第1項の規定により本規約を解除した場合、これにより相手方に損害が生じたとしても、当該解除者は当該損害について賠償責任を負わない。
- お客様及びテンドーは、相手方が第1項に違反したことにより損害を被ったときには、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。

第16条 (更新及び解約)

- 本規約期間中にお客様又はテンドーのいずれかの都合により本ソフトウェアの構成に変更が生じた場合には、その都度必要に応じてお客様とテンドー間で協議の上、変更契約を締結するものとします。
- 本規約期間中にお客様又はテンドーのいずれかの都合により本ソフトウェアの使用を中止する場合には、双方ともに遅滞なく申し入れを行い、お客様とテンドー間で協議するものとします。
- 本規約締結後著しい経済変動の要因等により保守料金の見直しが必要と判断した場合には、テンドーはお客様に保守料金の変更を申し入れ、お客様とテンドー間で協議の上、その変更ができるものとします。
- お客様が期間満了日前に本規約の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までにテンドーに対し書面で行い、テンドーの書面による承諾をもって本規約を途中解約できるものとします。

第17条 (解約後の措置)

- 第13条又は第16条第4項により本規約が終了した場合、お客様は期限の利益を喪失し、直ちに債務全額をテンドーに弁済しなければなりません。
- 第13条又は第16条第4項において、テンドーの責による解約の場合には、テンドーが受領した料金の未経過分を月額額で返還するものとし、テンドーの責による解約以外の場合には、テンドーは受領した料金をお客様に返還しないものとします。

第18条 (追加保守契約)

本規約締結後に、テンドーがお客様より請負、開発の上、お客様に提供されるプログラムのカスタマイズ分の保守契約については、別途本規約と同様の事項を記載した覚書を締結することとし、契約条件については、特段の定めのない限り、本契

約の規定に従うものとします。

第19条 (規約の変更)

1. 当社は、民法548条の4の規定により、本規約をいつでも変更することができます。
2. 当社が本規約を変更する場合、変更の効力発生日前に予め変更内容及び変更の効力発生日を、当社のウェブサイトにて周知するものとします。

第20条 (協議)

お客様及びベングは、本契約に定めのない事項、又は本契約事項の解釈に疑義ある事項、並びに本契約の変更については、協議の上円満に解決、決定を行うものとします。

第21条 (合意管轄)

前条の協議によっても本契約に係わる紛争を解決する事ができない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別紙)

本書は、Dojo（以下、「本サービス」といいます）の利用権を購入された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます）と株式会社テンダ（以下、「テンダ」といいます）間締結のサービスライセンス規約（以下、「基本規約」といいます）に関し、本保守サービス、及び拡張サービス内容の詳細につき定めることを目的とします。

1. テンダは、お客様に対し、本サービスの購入お申し込み時に定めた内容の保守コースに基づき、以下のサービスを提供します。

	No.	サービスの内容	Basic	Standard
保守サービス	1	情報の提供	○	○
	2	保守契約の見積請求	○	○
	3	保守更新	○	○
	4	技術情報、パッチの無償提供	○	○
	5	リビジョンアッププログラムの無償提供	○	○
	6	サンプルコンテンツの提供	○	○
	7	各種 Dojo テンプレートの提供	○	○
	8	各種素材の提供	○	○
	9	障害時の障害切り分け、原因調査		○
	10	障害回復、障害回避のための助言		○
	11	修補に必要な助言及び指導、又は修補作業（※1）		○
	12	ハードウェア変更時のライセンスの再発行（※2）		○
	13	ヘルプデスクサービスの利用		○
	14	お問い合わせ送信フォームのサービス提供		○
拡張サービス	15	ライセンスアップ申込	○	○
	16	操作指導・各種サービス・セミナーへの申込	○	○

※1:テンダは、お客様からの不具合の報告を受け、その報告を検討し、不具合と判断した場合に、修補に必要な助言及び指導、又は修補作業を行います。

※2:ライセンス構成の変更によるライセンス再発行は、購入時の初回発行を除き、テンダが別途定める1回あたりの料金を支払うことにより対応できるものとします。

2. お客様が Basic コースを選択した場合も、テンダが別途定める1回あたりの料金を支払うことにより、前項のNo9, 10, 11, 12, 13のサービスを受けることができます。

3. 第1項のNo9, 10のサービスに関する原因調査及び障害回復のためにテンダが必要と判断した場合には、テンダはお客様の同意のうえで、お客様のデータを使用できるものとします。

4. 第1項の各サービスの提供を受けるにあたり、お客様が障害などをテンダに報告又は依頼する場合は、電話、ファクシミリ、E-mail、ホームページ毎に、それぞれ指定された方法により通知するものとします。

5. お客様テンダ間の連絡は電話、ファクシミリ、E-mail 及びホームページで行うが、テンダが必要と判断し、お客様の了解を得た場合には遠隔操作ないしは現地で作業を行うものとします。